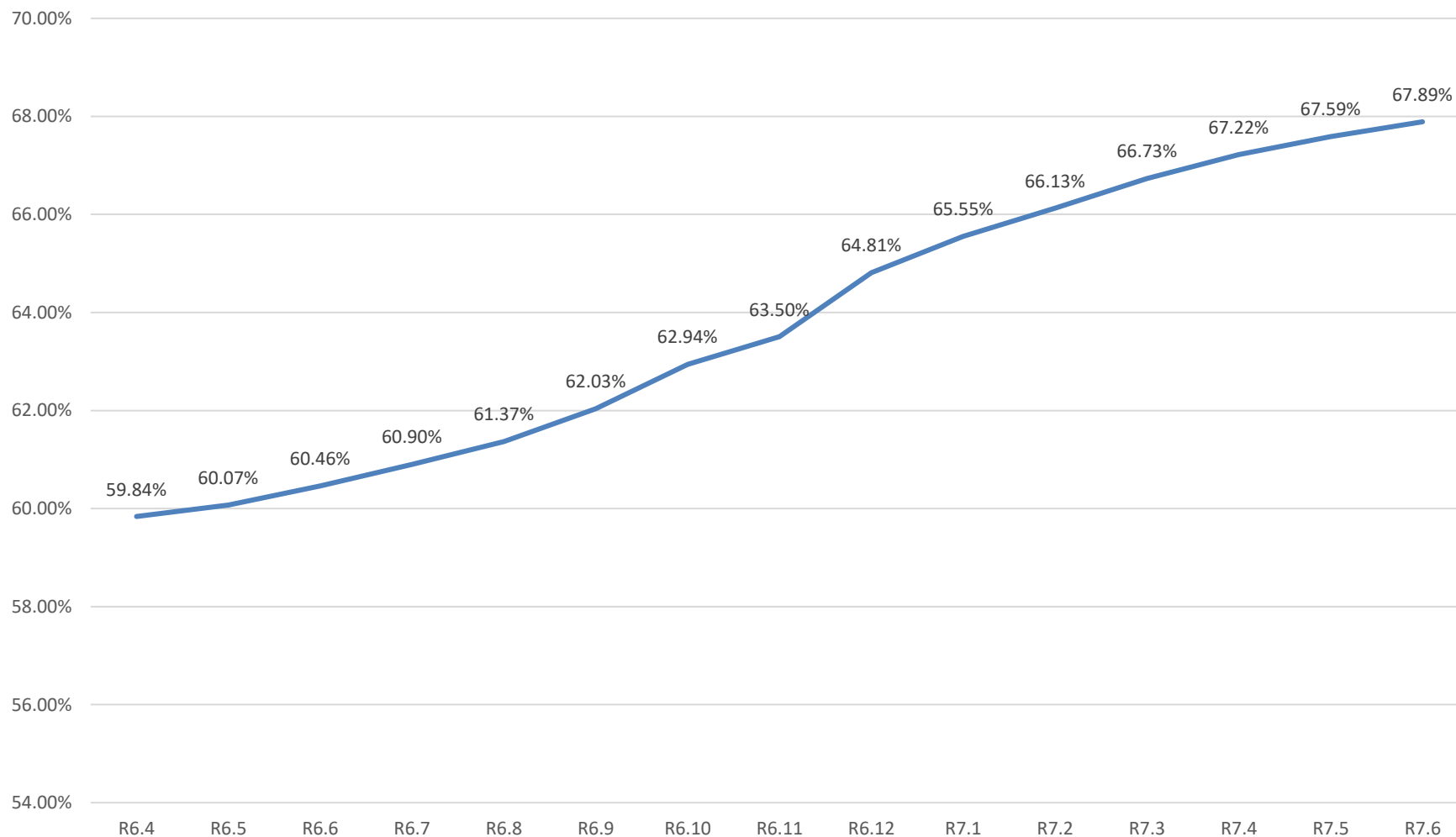


マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

協会におけるマイナ保険証の利用登録状況

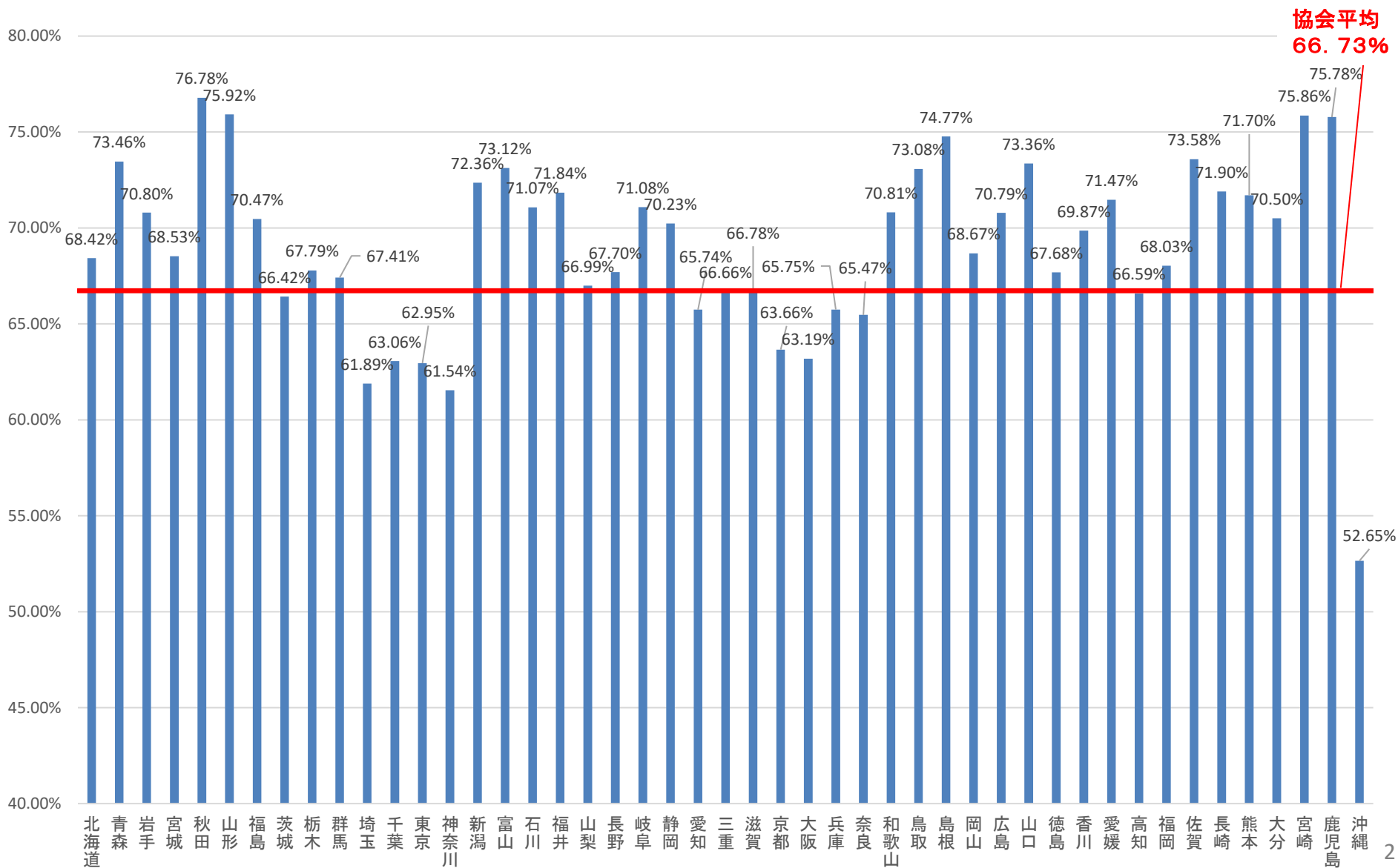
(協会加入者のマイナ保険証利用登録状況の推移)



協会におけるマイナ保険証の利用登録状況（支部別）

（都道府県支部加入者別マイナ保険証利用登録率）

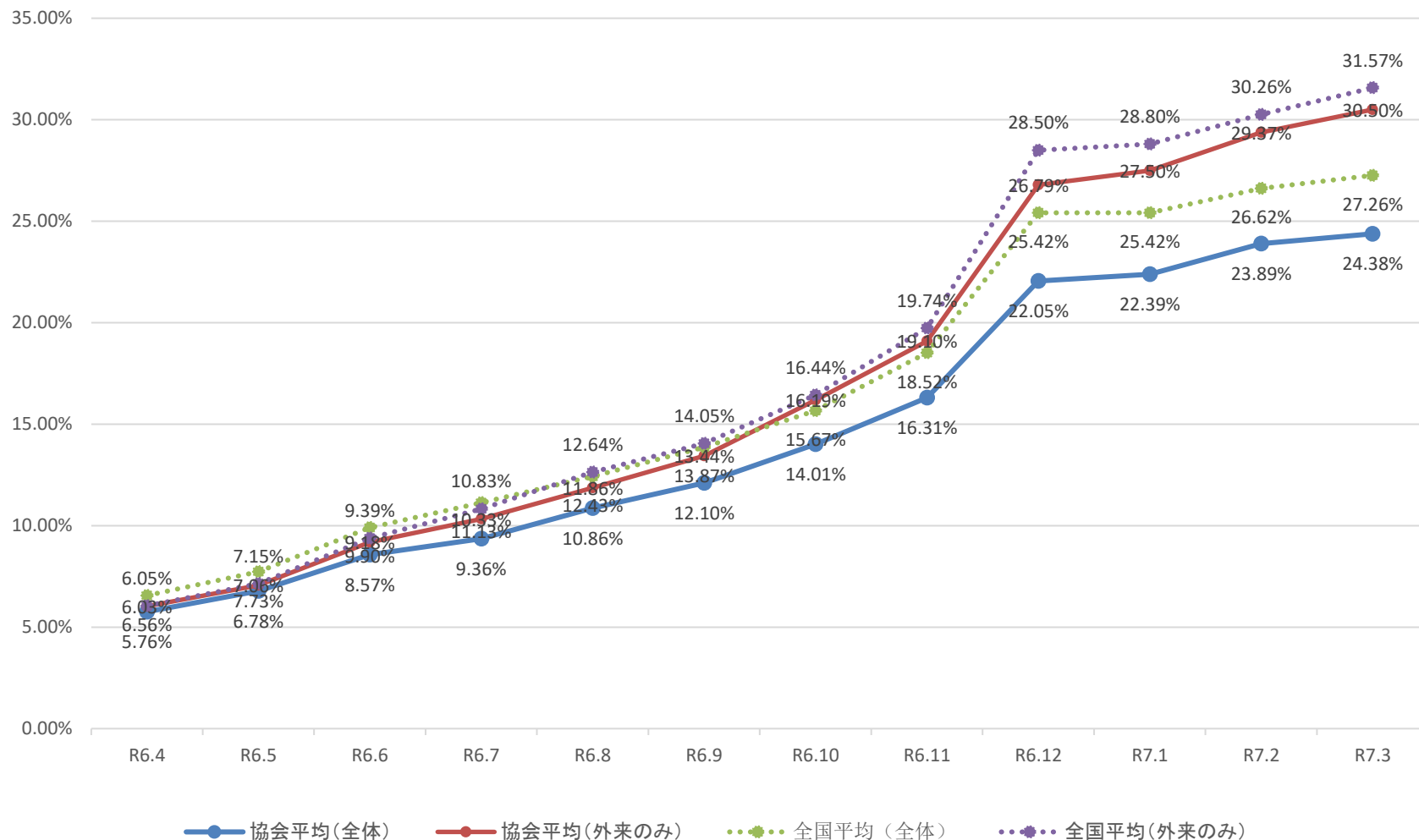
※数値は令和7年3月時点



協会におけるマイナ保険証の利用状況※

(マイナ保険証利用状況の推移)

KPI: 令和6年11月末時点のマイナ保険証利用率(外来)を50%以上とする
 ※令和7年度KPIの設定なし
 結果: **19,10%**

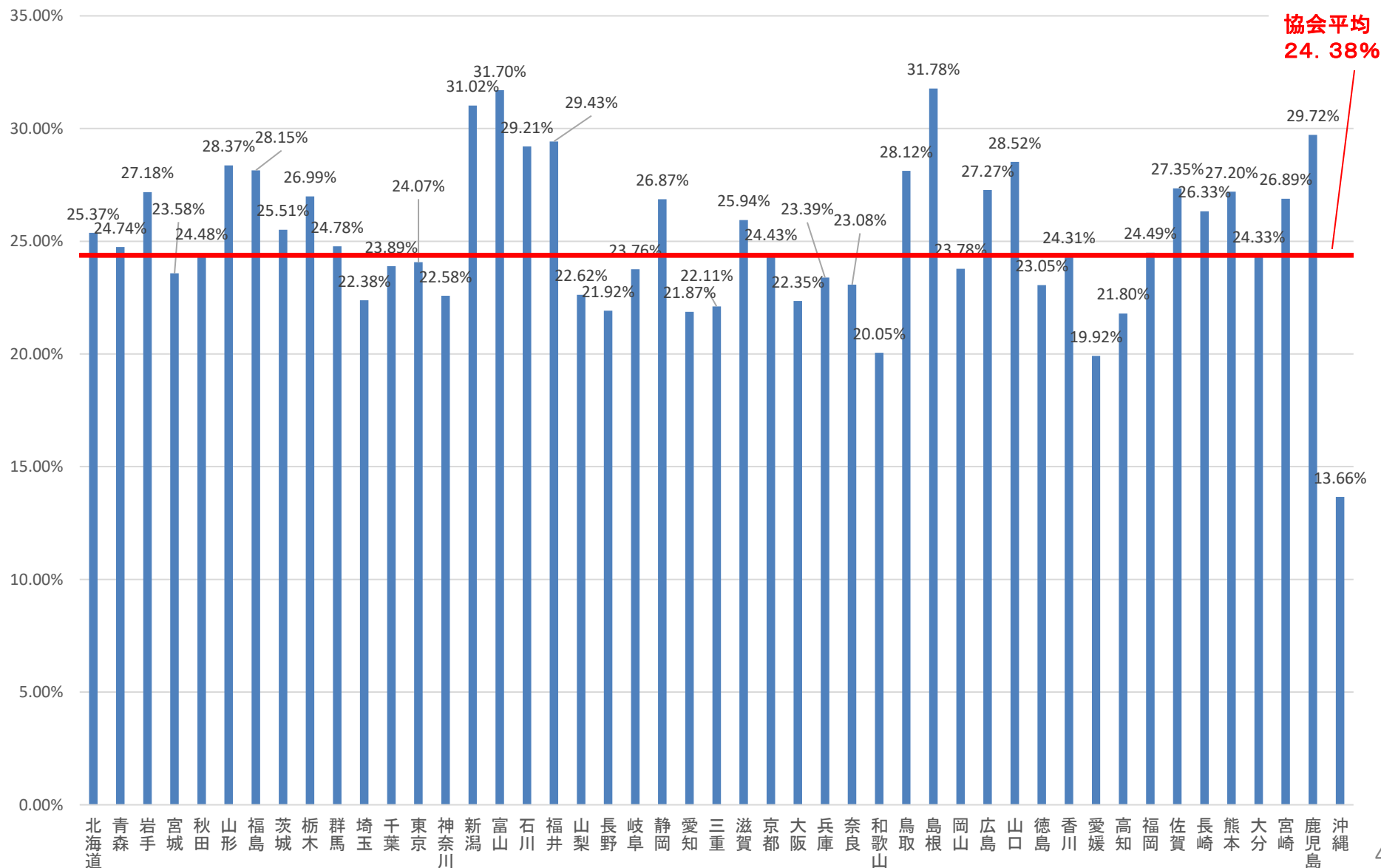


※利用状況(全体) = マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数
 利用状況(外来のみ) = マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数/レセプト枚数(外来レセのみ)

協会におけるマイナ保険証の利用状況（支部別）

（都道府県支部加入者別マイナ保険証利用率）

※数値は令和7年3月時点



国全体におけるマイナ保険証の利用状況（都道府県別）

（都道府県別マイナ保険証利用率）

※令和7年5月1日第194回社会保障審議会医療保険部会 資料2より抜粋

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 （都道府県別の医療機関・薬局での利用（令和7年3月））

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率（令和7年3月）は以下のとおり。

※黄色＝上位5県 灰色＝下位5県

都道府県名	利用率
北海道	27.35% (+0.82%)
青森県	26.82% (+0.59%)
岩手県	30.02% (+0.93%)
宮城県	25.67% (+0.66%)
秋田県	25.61% (+0.73%)
山形県	29.53% (+1.03%)
福島県	33.13% (+0.45%)
茨城県	29.53% (+1.19%)
栃木県	31.37% (+0.67%)
群馬県	29.61% (+0.45%)
埼玉県	25.29% (+0.40%)
千葉県	28.70% (+0.55%)
東京都	24.85% (+0.70%)
神奈川県	26.42% (+0.97%)

全国	27.26% (+0.64%)
----	-----------------

都道府県名	利用率
新潟県	34.53% (+1.08%)
富山県	36.72% (+0.71%)
石川県	33.42% (+0.82%)
福井県	36.35% (+0.49%)
山梨県	25.60% (+0.32%)
長野県	24.05% (+0.61%)
岐阜県	26.95% (+0.41%)
静岡県	30.10% (+0.68%)
愛知県	25.32% (+0.43%)
三重県	26.12% (+0.33%)
滋賀県	31.53% (+0.84%)
京都府	27.92% (+0.51%)
大阪府	24.90% (+0.38%)
兵庫県	27.21% (+0.47%)
奈良県	27.82% (+0.42%)
和歌山県	21.15% (+0.72%)

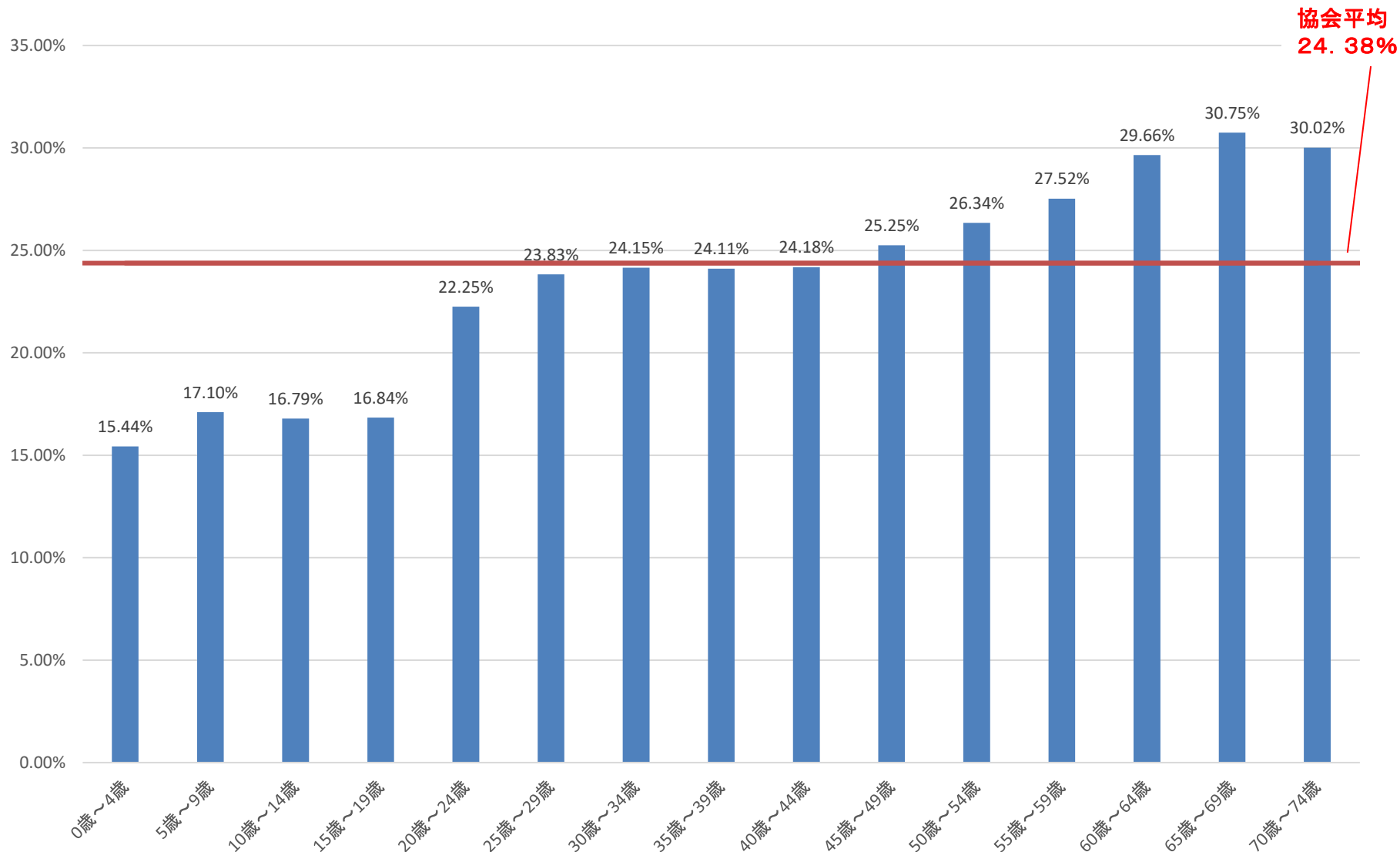
都道府県名	利用率
鳥取県	30.44% (+0.58%)
島根県	34.93% (+0.76%)
岡山県	26.76% (+0.54%)
広島県	30.28% (+0.78%)
山口県	33.12% (+0.67%)
徳島県	27.05% (+0.18%)
香川県	28.51% (+0.27%)
愛媛県	21.61% (+0.33%)
高知県	24.28% (+0.46%)
福岡県	26.90% (+0.46%)
佐賀県	30.05% (+0.85%)
長崎県	28.86% (+0.72%)
熊本県	30.10% (+0.56%)
大分県	26.50% (+0.07%)
宮崎県	29.79% (+0.55%)
鹿児島県	33.20% (+0.69%)
沖縄県	15.90% (+0.56%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

（括弧内の値は令和7年2月の値からの変化量（%ポイント））

協会におけるマイナ保険証の利用状況（年代別）

（加入者の年代別マイナ保険証利用率（令和 7 年 3 月） ）



経過措置終了に向けた広報の実施について

令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了し、健康保険証が使用できなくなることから、12月以降の保険診療の受診方法や、マイナ保険証のメリットや使用方法、安全性などの利用促進について周知広報を実施する。あわせて、最近の動向を踏まえ、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れへの注意喚起や、スマホ保険証についての説明も行う。

令和7年							令和8年		
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
▲ 納入告知書への チラシ同封 (事業主宛)	各地方第一紙への 広告掲載			▲	▲		▲		
			扶養調書・納入告知書への チラシ同封 (事業主宛)						
			医療費通知への チラシ同封 (加入者宛)						
				WEB広報(11、12月に重点を置いて実施)					
チラシ・パンフレットを活用した広報									

(参考) 地方第一紙への広告掲載

令和7年7月から8月において、マイナ保険証利用促進のため、各都道府県地方第一紙に以下の広告を掲載した。

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

これからは
医療を受けるなら
マイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。

※マイナ保険証をお持ちでない方も、資格確認書があればこれまでどおりの医療が受けられます。
詳しくは協会けんぽHPをご確認ください。

忘れずに!



これからは、
マイナンバーカードを持っていけば、
「マイナ保険証」として使用いただけます。



マイナンバーカードを持って病院へ

受付のカードリーダー[※]にマイナンバーカードを置く。

顔認証などで本人確認。「マイナ保険証」として使用できます。

※カードリーダーはモデルが違う場合があります。



全国健康保険協会
協会けんぽ

〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

〇〇〇支部

お問い合わせはこちらまで
協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
TEL 0570-015-369
8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)



協会けんぽ LINE 公式アカウントでは
健康情報を配信中!
友だち追加はこちらから!